目 次

告

示

○土地改良区の定款の変更を認可した件	○地積調査の成果について認証した件七件	○特定水産資源について知事管理漁獲可能量を変更した件	○特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件二件
	件	能量を変更した件	能量を定めた件二件

○水防警報を指定した件二件

○道路の供用を開始する件三件○道路の区域を変更する件二件

○道路の区域を決定する件

○自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する件

○建築物に係る一団地の区域認定を取り消した件 ○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件四件

○一定の複数建築物に対する制限の特例を認定した件

○落札者を決定した件

福島県教育委員会

- ○福島県指定重要文化財として指定する件
- ○福島県指定重要無形文化財の保持団体の認定を解除する件
- ○福島県指定重要無形文化財の保持団体として認定する件

令和5年3月28日 火曜日

告 示

福島県告示第二百三十二号

ら令和六年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。 ろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和五管理年度(令和五年四月一日か 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、くろまぐ

令和五年三月二十八日

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

福島県知事 内 堀 雅 雄

くろまぐろ(小型魚)

知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業

2 配分する数量 十一・七トン

くろまぐろ(大型魚)

知事管理区分 福島県くろまぐろ (大型魚)

漁業

水

産

課

2 配分する数量 一・〇トン

福島県告示第二百三十三号

る印事菅里魚隻可能量がより、うちゃっとういっから令和六年三月三十一日まで)におけかに関する令和五管理年度(令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで)におけかに関する今和五管理年度(令和五年四月)に る知事管理漁獲可能量を次のように定めた。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、するめ

令和五年三月二十八日

2 1

配分する数量知事管理区分

福島県するめいか漁業

福島県知事

内

堀

雅

雄

本県に配分された都道府県別漁獲可能量

(現行水準)

(水 の 全 量

課

令和五年三月二十八日

ろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和四管理年度(令和四年四月一日 ら令和五年三月三十一日まで) 福島県告示第二百三十四号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第五項の規定により、くろまぐ における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。 か

福島県知事 内 堀

雅

雄

くろまぐろ(小型魚)

숲

知事管理区分 福島県くろまぐろ (小型魚)

漁業

2 配分する数量 十三・五トン

一 くろまぐろ (大型魚)

知事管理区分 福島県くろまぐろ(大型魚)

漁業

2 配分する数量 一・八トン

水 産 課

福島県告示第二百三十五号

地域内における地籍調査の成果について、 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 郡山 市

令和五年三月二十八日

福島県知事 内 堀 雅

雄

調査を行った者の名称

成果の名称 郡山市安積町笹川の一部の地籍図及び地籍簿

福島県告示第二百三十六号 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、

地域内における地籍調査の成果について、

次のとおり認証した。

福島県知事

内

堀

雅

雄

令和五年三月二十八日

調査を行った者の名称

郡山市 成果の名称

郡山市熱海町石筵の一部の地籍図及び地籍簿 (石筵第4地区)

(農村計画課)

(昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、 福島市の

地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二年の

福島県告示第二百三十七号

福島県知事 内 堀 雅

雄

(農村計画課)

福島県告示第二百三十八号

福

成果の名称 福島市

福島市大波の一部の地籍図及び地籍簿

(大波第15地区)

調査を行った者の名称

令和五年三月二十八日

島

地域内における地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十 (昭和二十六年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 福島市の

令和五年三月二十八日

調査を行った者の名称

福島市

成果の名称

福島市大波の一部の地籍図及び地籍簿 (大波第16地区

(農村計画課)

三月二十日認可した。

令和五年三月二十八日

福島県告示第二百三十九号

地域内における地籍調査の成果について、 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 郡山市

0)

令和五年三月二十八日

(笹川第4地区)

(農村計画課)

福島県知事

内

堀

雅

雄

調査を行った者の名称

_ 成果の名称

郡山市の

郡山市熱海町石筵の一部の地籍図及び地籍簿

(石筵第5地区)

(農村計画

課

福島県告示第二百四十号

地域内における地籍調査の成果について、 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 郡山市(

福島県知事

内

堀

雅

雄

0)

令和五年三月二十八日

郡山市
調査を行った者の名称

成果の名称

郡山市熱海町石筵の一部の地籍図及び地籍簿

(石筵第6地区)

(農村計画課)

福島県告示第二百四十一号

地域内における地籍調査の成果について、 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 郡山 市

福島県知事

内

堀

雅

雄

0)

令和五年三月二十八日

調査を行った者の名称

成果の名称 郡山市熱海町石筵の一部の地籍図及び地籍簿

(石筵第7地区)

(農村計画課)

福島県告示第二百四十二号

福島県知事

内

堀

雅

雄

部土地改良区から令和五年三月十日付けで申請のあった定款の変更について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 令和五年 会津東

福島県知事 内 堀 雅 雄

第372号

道路去(沼印二十七手去福島県告示第二百四十三号

島県喜多方建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路計画課及び福道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

令和五年三月二十八日

福島県知事 内 堀 雅

雄

自 松 県 転 熱 道	路
自転車 道線 塩温 泉 若	線
線泉若	名
喜多方市松山町3 高 市熱塩加: 山田字赤崎二五: 山田字赤崎二五:	区
(二五九番 (二五九番 (山町鳥見	間
一三 九· · ○ 五 〈	敷地の幅員
用· H沙 l 、l	延
л Б	長
	備
	考

(道路計画課

福島県告示第二百四十四号

島

令和五年三月二十八日親別で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

福

福島県知事 内 堀 雅

雄

店河東線 八〇一番一地先から 変更後 一〇・三〜 六八七・二 県道喜多 喜多方市熊倉町字詩内 変更前 一〇・三〜 六八七・二 県道喜多 一二九番地先まで 変更後 一〇・三〜 六八七・二 一二九番地先まで 変更前 敷地の幅員 延長		
区 間 変更後 方市熊倉町字熊倉 変更前 一〇・三〜 一番一地先から 二九・四 市熊倉町字熊倉 変更前 一〇・三〜 二九・四 二九・四	方河東線線	線
・ 変更後 一〇・三〜 ・ 変更後 一〇・三〜 ・ 変更後 一〇・三〜 ・ 元九・四 二九・四	九 一方	区
別後前 一	光まで 岩町字寺内 地先から	間
(メートル)	変更後	の変変更更知為
四 (四) 延		別 饭 則
J		敷地の幅員
(イン・イン・イン・ 人) · ル ・ 長	六八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	
_ _	七 七	: ル ル 長

(道路計画課)

福島県告示第二百四十五号

(農村計画課)

令和五年三月二十八日課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

福島県知事 内 堀 雅 雄

	方河東線県道喜多	足 彩 彳	泉
で字での一次でで、一定でで、一定で、一定で、一定で、一定で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般			<u>K</u>
一五番地先ま町大字赤枝	5字雁ヶ峠三六番地先か字雁ヶ峠三六番地先か耶麻郡磐梯町大字赤枝	Ī	1
変更後	変更前	の変	変更更
後	前	別後	
一三・八~	一三・八~	(メートル)	敷地の幅員
1	1	(x)	延
二 七・〇	二 七 . 〇	(メートル)	長

(道路計画課)

福島県告示第二百四十六号

建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

令和五年三月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県道喜多方河東線	路線
	名
先同八喜地同地喜 ま 番多先 先多 で 七方ま か方	供
先 京 事 多方 市 市 能 地 先 ま で 市 能 地 先 ま で 市 能 能 に 能 に に 能 に に に に に に に に に に に に に	用
熊倉町 部 熊倉町都 宇 から都	開
喜多方市熊倉町字寺内一二九番地 地先から 市熊倉町都字中代乙一一一 下番七一地先から 市熊倉町都字中代乙一一一 中番七一地先から 市熊倉町都字中代乙一一一 小番七一地先から 市熊倉町を書きる方市熊倉町字熊倉八○一番一	始
中 上 魚	Ø
二九番地 二九番地	区
番 一 七 番 地 一 番 一	間
令 是	供
和 五	用
年	開
令和五年三月二八日	始
八	Ø)
Î I	期日
i	ш

(道路計画課)

福島県告示第二百四十七号

建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

路

線

名

指

定

区

間

指

定

年

月

日

令和五年三月二十八日

福島県知事 内 堀 雅

雄

温泉自転車道線 県道会津若松熱塩

八五番五地先から

九番地先まで

同

市熱塩加納町山田字赤崎ご

<u>一</u> 五

(道路計画課)

喜多方市松山町鳥見山字上川原五五

令和五年三月1

一九日

県 <u>道</u> 喜多	路
方河東線	線名
	П
五同六耶番番番麻	供
地 郡 地 郡 先 同 先 磐	用
で町ら町	開
大字赤枝	始
赤枝字雁	Ø
字雁ヶ峠	区
「 「 「 「 」	間
令	供
和	用
令和 五年 三	開
	始
<u> </u>	0
一 九 日	期
П	日

(道路計画課)

福島県告示第二百四十八号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 建設事務所で令和五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

福

福島県知事 内 堀 雅 雄

泉県道	路
転車道線 会津若松熱塩	線
温	名
五同五喜九 八多	供
番	用
先熱地に	開
が加まり、一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一	始
山山	の
字 上赤 川	区
崎 原 五	間
令 和	供
和五	用
五年	開
三月	始
-	の
一 九 日	期
П	日

(道路計画課)

福島県告示第二百四十九号

五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和 道について専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のように指定する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の十三第二項の規定に基づき、県

令和五年三月二十八日

福
島
県
告
示
第
=
百
五
+
무

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号) 第十六条第一項の規定により、

令和五年三月二十八日

発する河川として、次の河川を指定する。 水防警報を

福島県知事

内

堀

雅

雄

		日 橋 川	河川名
橋磯ノ宮橋地先(堂島橋)まで	緩、 パ精烈生(学時精): が耶麻郡磐梯町赤枝地先(大谷町福島簗前地先(堂島橋)ま	「百号至了11日(15号)」会津若松市河東町広野地先	区
	川合流点)から喜多方市塩川町金て	(大谷川合流点)から会津若松市河	域

福島県告示第二百五十一号

(河川整備課)

発する河川として、次の河川を指定する。 水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十六条第一項の規定により、 水防警報を

福島県知事

内

堀

雅

雄

令和五年三月二十八日

		隈戸川	河川名
	町との市町界まで町との市町界まで毎河市大信隈戸字蛇作(時ノ沢橋)から	ベブ:) 行丁界にご 白河市大信隈戸字上小屋前(時ノ沢橋)	区
_	から白河市と西白河郡矢吹	から白河市と西白河郡	域

福島県知事 内 堀 雅 雄

₹4.0	70 H
45.5	127

施行者の名称

湯川村

谷津田川 堀川 左岸 左岸 字真船字芝原まで 田倉字上野原まで 倉字上野原まで 小田倉字上上野原まで 西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原から西白河郡西郷村大字 西白河郡西郷村大字小田倉字狼山合から西白河郡西郷村大字小 西白河郡西郷村大字小田倉字倉田土ケ入から西白河郡西郷村大 西白河郡西郷村大字小田倉字原中から西白河郡西郷村大字小田

Б.

事業地

使用の部分

なし 変更なし

(下水道課)

び令和二年四月一成二十八年四月一

一日から令和五年三月二十七日までの期一日から平成三十年三月二十九日まで及

間を除く。

福島県告示第二百五十二号

業に係る事業計画の変更について、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一 次のとおり認可した。 項の規定により、 都市計画事

令和五年三月二十八日

施行者の名称 浪江町

報

堀 雅

雄

福島県知 事 内

復興再生拠点市街地形成施設 都市計画事業の種類及び名称 浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 浪江駅周辺地区 団地

 \equiv 五. 四 事業認可の年月日 令和四年二月二十五日 事業施行期間 令和四年二月二十五日から令和九年三月三十一日まで

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百五十三号

福

事業地

収用の部分

変更なし

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一 項の規定により、 都市計画事

令和五年三月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

四三 都市計画事業の種類及び名称 会津坂下都市計画下水道事業 事業認可の年月日 平成八年七月十二日 事業施行期間 (変更前) 平成八年七月十二日から平成三十二 公共下水道) (湯川村特定環境保全 一年三月三十一日ま

(変更後) までの期間を除く。) 平成八年七月十二日から令和十年三月二十一日まで

宷

で(平成二十八年四月一日から平成三十年三月二十九日

164

(河川整備課)

福島県告示第二百五十四号

業に係る事業計画の変更について、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 次のとおり認可した。 都市計画

令和五年三月二十八日

施行者の名称 西郷村

都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画下水道事業 (西郷村公共下水道)

福島県知事

内 堀

雅

雄

事

四三二

事業施行期間 (変更前) 昭和六十二年九月事業認可の年月日 昭和六十二年九月二十九日 昭和六十二年九月二十九日から令和十年三月三十一日日まで

事業地 変更なし まで

(変更後)

使用の部分 なし

(下水道課)

Ŧi.

福島県告示第二百五十五号

業に係る事業計画の変更について、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 次のとおり認可した。 都市計画

令和五年三月二十八日

福島県知事

内

堀

雅 雄

施行者の名称 南会津町

四三二一 都市計画事業の種類及び名称 事業認可の年月日 平成四年十一月二十四日 南会津都市計画下水道事業(南会津町公共下水道)

事業施行期間 (変更前) 平成四年十一月二 一十四日から平成三十五年三月三十一

日まで

(変更後) 平成四年十一月二十四日から令和十年三月三十一日

事業地 収用の部分 使用の部分 なし 変更なし

<u>Ŧ</u>i.

ま

建築基準法(昭和二十五福島県告示第二百五十六号 とおり認定を取り消した。建築基準法(昭和二十五年法律第二百

一号)

第八十六条の五第二項の規定により、

次

令和五年三月二十八日

認定を取り消した一団地の区域 平成十六年七月十二日 認定年月日及び認定番号 福島県指令南建第八千六百

一号

福島県知

事

内

堀 雅

雄

認定取消年月日

三

令和五年二月二十日 白河市八竜神三十番及び三十番十二

複数建築物に対する制限の特例について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一福島県告示第二百五十七号 書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

白河市八竜神三十番 認定に係る対象区域

島

白河市昭和町二百六十九番地縦覧場所 福島県県南建設事務所建築住宅部

(建築住宅部)

公

告

福

福島県県南建設事務 所長 髙

萩

俊

次のとおり認定した。この認定に係る関係図 号)第八十六条第一項の規定により、一

定の

(建築指導課)

公告第63号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び福島県財務規 則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年3月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量 1 コピー用紙 A 4 (2,500枚入) 予定数量30,000箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日 3 令和5年3月14日
- 落札者の氏名及び住所 4

株式会社小名浜包装資材 福島県いわき市小名浜林城字榎町8番1

5

1 箱 あ た り 1,699円 (消費 税 及 び 地 方 消費 税 に 相 当 す る 額 を 除 く 。)

- 契約の相手方を決定した手続 6 般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 令和5年1月31日

(入札用度課)

福 島 県教育委員 会

福島県教育委員会告示第

福島県文化財保護条例 福島県指定重要文化財として、 (昭和四十五年福島県条例第四十三一号 次のとおり指定する。 号 第四条第一項の規定に

福島県教育委員会

者

令和五年三月二十八日

絵画の部

紙本墨画淡彩瀟湘 名 図帖雪村周継筆 八景 称 員数 帖 会津若松市城東町 島県立博物館 所 在 0) 番 場 五号 福 所 福島県 所 有

彫刻の部

名 木造千手観音菩薩立像 称 員数 駆 石川郡石川町大字谷地字竹 所 在 0) 場 ラ花 所 宗教法人 所 有 乗 者

(文化財課)

福島県教育委員会告示第

福

により、 する。 福島県文化財保護条例 次の福島県指定重要無形文化財の保持団体の認定を令和五年三月二十八日解除 (昭和四十五年福島県条例第四十三号)第十五条第二項の規定一号

令和五年三月二十八日

令和5年3月28日 火曜日

福島県教育委員会

文化財の名称 上川崎和紙 保 上川崎和紙生産保存 会 持 寸 体 0) 名 称 保 |本松市上川崎字佛谷五三番地 持 4 体 0) 所 在 地

(文化財課

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第十四条第三項の規定福島県教育委員会告示第三号 により、福島県指定重要無形文化財の保持団体として、次のとおり認定する。 令和五年三月二十八日

福島県教育委員会

上川崎和紙	文化財の名称
上川崎和紙保存会	保持団体の名称
二本松市下川崎字上平三三番地一	保持団体の所在地

(文化財課)

県 福 島 発行者 1 箇月 3,560円】 印刷所 株式会社 第 印 刷